

福祉施設整備特別委員会 送付 29 - 1

親亡き後も住み慣れた地域で共生できる
障がい者複合施設新設の早急な対応を求める陳情

受付年月日 平成 29 年 5 月 30 日

陳 情 者

陳情書

(趣旨)

議長はじめ区議の皆様には、平素より障がい者福祉への御理解、御配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年2月10日に、「千代田区における障がい者施設施策及び組織の拡充を求める陳情」を提出し、地域保健福祉委員会において採択していただきました。また、平成29年第1回千代田区議会定例会で、「障がい者の切実なニーズに応えるために」の代表質問で障がい者福祉の現状と問題点が明らかにされ、定例会継続会では、「障がい者福祉施設の増設を求める決議」が議会一致で採択されました。

障がい者福祉施設として、親亡き後も住み慣れた地域で共生できる住まいの必要性と、日中の活動場所である生活介護施設や就労継続施設・就労移行施設が不足している現状は御理解いただいておりますが、介護者である障がい者の親が高齢化し、健康面・精神面での不安もあり、障がい者の必要に応じた住まいとなる施設の整備は、一刻の猶予もない状態です。また、介護者は、介護に必要な時間と、家族の生活のために必要な時間のやりくりを追われ、休息の時間をとる間もありません。ショートステイを利用したくても床数が少なく、予約が困難な状況です。障害者福祉センターの「ふぁみりあ」では、男女混在しており、利用を躊躇する方もいます。障がい児については、利用出来る施設が千代田区内になく、他区の施設を利用するにも在住者優先で予約できません。都道府県区市町村では、2018年度までに、全ての障がい者を対象にした障がい福祉計画と、18歳未満向けの障がい児福祉計画を作ることが義務付けられます。障がい者への理解が進んではおりますが、どこの地域でも障がい者施設を設立する時には反対の声があり、御理解いただくためにはとても長い期間がかかることを聞きます。早急に施設用地が決まらないのでは、先の見通しが立たず不安でなりません。千代田区における障がい者福祉の充実を切に願い、障がいの種別に関わらず、親亡き後も地域で共生できる、障がい者複合施設新設についての早急な対応を求める陳情として、次のことを求めます。

1. 障がいの種別に関わらず、親亡き後も地域で共生し、終の住処となる施設の新設。
2. 障がい者の日中活動の場である生活介護施設と就労継続・就労移行施設の増設。
3. 障がい者が利用できる、平日および休日の余暇活動の場と、余暇事業の整備。
4. 障がいの種別に関わらず、18歳未満の障がい児と障がい者が利用可能なショートステイの増床および増設。

5. 障がい児発達支援センターの増設。

以上、障がい者福祉の更なる充実のために、是非、議会、議員の皆様のお力添えにより、早急な施設整備をお願いいたします。

平成29年5月30日

千代田区議会議長 殿